

令和7年度定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 東海村監査基準への準拠

令和7年度定期監査は、東海村監査基準に準拠して実施した。

3 監査の対象及び範囲

地域戦略課，総務課，人事政策課，環境政策課，健康増進課，子育て支援課，農業政策課，都市政策課，道路整備課，図書館，指導室及び監査委員事務局における令和7年度（令和7年4月1日から令和7年11月末日）に執行した事務事業。

4 監査期日

令和8年1月23日（金） 図書館，総務課，都市政策課

令和8年1月27日（火） 地域戦略課，監査委員事務局

令和8年1月29日（木） 道路整備課，子育て支援課，農業政策課，指導室

令和8年2月4日（水） 健康増進課，環境政策課，人事政策課

5 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和7年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

監査対象課室局から事前に関係書類の提出を求め、「予算事業の概要と進捗状況等一覧（様式1）」「歳入・歳出課別科目別調書」「工事請負費等執行状況確認調書（様式2）」「補助金等交付先別確認調書（様式3）」その他関係証憑等を監査した。監査に当たっては、対象課局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。このほか、備品の一部に関しては、現物の確認を行った。

7 監査の結果

財務に関する事務及び事業の執行状況は、関係法令等に従い、概ね適正に処理されていたと認められる。また、各課においては、所管事業における問題点・課題をよく把握・認識していた。事業がより良いものになるよう、それらの解決に向けた取組も行っている。

改善，検討を要する事項，また，評価できる点については以下に示す。内容に応じて，それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に努めてもらいたい。

(1) 各課が管理している通帳（準公金）について

村が執行する事務において，行政運営上の必要性から団体や協議会の現金を，各課が金融機関の通帳で管理していることが多く見られる。このようないわゆる準公金は，東海村財務規則の適用外のため，公金と違い，財務，会計上の審査を受けずに会計処理を行っているのが現状である。

今回の定期監査において，このような準公金が適正に取扱いされているかを監査したところ，概ね適正に管理されていることが確認できた。しかし，一部の課において，通帳の名義が退職している者の名前であったり，現在，事実上活動していない団体名義の口座に残高があったりと，改善が必要な事案が見られた。

他の自治体においては，準公金を適切に管理するために，準公金取扱要綱などの例規を制定している所もある。本村においても，より一層の適正な会計処理を行うために，取扱要綱の制定を検討し，庁内で統一した準公金の管理をしていただきたい。

(2) 備品の管理について

今回の監査では，12 課室の備品台帳の検査を行ったところ，備品の使用場所が明記されていないものが多く見られた。

村の財務規則においては，財産管理者（各課長）は，備品の種類ごとに細分類した備品台帳を備え，常に備品の状況を明らかにしておかなければならないとされており，また，備品台帳には，使用場所を記載することになっている。財務規則に従い，適正な備品管理を行ってもらいたい。

清掃センターにおいて備品の現場確認を行ったところ，廃棄物として搬入されたストーブ，掃除機など，備品台帳に記載されていない，使用可能な物品が置かれていた。これらの物品の取扱い，管理の仕方について明確にする必要があるのではないかな。

また，清掃センターの台帳記載の備品には，標識（備品シール）が付されていたが，それらの物品番号は旧備品台帳の番号のままで，現在使用されている固定資産管理システムの備品台帳の物品番号とは異なっていた。この状況は，他の課室も同様である。これでは現在の備品台帳と備品の照合・確認もできず，適切な物品管理ができないのではないかな。全庁的に検討してもらいたい。

(3) 「東海村人財育成・活用ビジョン ver2.0」について

本ビジョンは，重要な経営資源である職員（人材）を人財として育成し，その職員により構成される組織全体の力を向上させ，村のミッションである「一人ひとり

の“想い”をつなぎ誰もが“幸せ”になれる「いいムラ」を創る」を達成するための、人事施策上の取組の方向性を示したものである。本ビジョンにより、職員一人ひとりの成長と組織の成長の好循環を生み出す取組や職場環境づくりを推進することとしている。

具体的な取組として、心理的安全性の高い職場を目指す「心理的安全性向上プログラム」を令和6年度から11年度を目途に計画的に進めている。今後は、職員の働きがいを高め、ワーク・エンゲージメント（仕事にやりがいや誇りを感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得ている状態）の高い組織を目指し、キャリアデザイン研修などの取組を計画している。

本ビジョンには、村民から信頼され、地域の課題解決や未来の創造に寄与する職員及び組織となるための重要な取組、内容が示されており、これらを具体的、実効的に進めていくことが必要である。また、単に人事施策上の取組ということだけではなく、すべての職員がこのビジョンをよく読んで理解し、自らのこととして取り組んでいくことが大事である。例えば、「めざす職員像」とそのような職員になるための「3つのキーワード」などについては、いつも頭において、実践、努力してほしい。本ビジョンの内容を職員一丸となって取り組むことを期待する。

（4）健康づくり計画推進委員会の会議録の公表等について

健康づくり計画推進委員会は、本村の健康づくり計画及び食育推進行動計画を推進するために設置された委員会で、現在は、健康づくりと食育、歯科保健から成る総合的な健康づくりの活動指針である「第3次東海村健康づくり計画」の推進、進捗管理、中間評価などを行っている。

本委員会は定期的開催されているが、それらの会議録が、村ホームページに掲載されていなかった。

「東海村附属機関等の会議の公開に関する要綱」では、附属機関として設置された審議会等のほか、規則や規程に基づき設置される協議会、委員会等の会議録は、村公式ホームページに掲載して公表することとされているので、会議録は速やかにホームページに掲載してもらいたい。

この健康づくり計画推進委員会と、その住民委員である「すこやか委員」の活動は、村民の健康づくりの推進に大いに貢献することが期待される。活動を充実・強化するとともに、活動内容の広報についても力を入れていただきたい。

（5）親子関係形成支援事業について

村では、親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）として、初めて子育てをする母親と0歳児の赤ちゃんが参加するBP1プログラム（四半期に1回）、1歳から就学前の幼児を育てている母親を対象としたBP3プログラム（年1回）、3歳から就学前の幼児を育てている保護者を対象としたペアレント・トレーニング（年1回）を実施している。

BPプログラムは、お母さんの悩みなど参加者同士が話し合う中で、育児の知識やス

キル、親の役割などを一緒に学び、深めていくプログラムである。こうした中で、参加したお母さん同士が仲良くなり、育児での悩みや疑問などをお互いに聞き合える関係になるという。また、ペアレント・トレーニングは、子どもの行動に合った関わり方を学び練習するプログラムである。

いずれのプログラムも、毎回多くの方が参加を希望し、定員が埋まる状況で、村民の関心も高いとのことである。

これらのプログラムを実施するためには、認定資格を取得したファシリテーターが必要である。担当課によると、いずれのプログラムも保育士がファシリテーターを務めることから、人事異動により現ファシリテーターが異動となった場合でも事業を継続できるよう、ファシリテーターの養成が必要になるとのことである。

子育てに不安を抱えている保護者は多く、産後の早い時期でのプログラム参加による育児不安の解消や産後うつ病の予防、母子の愛着形成は大事であり、また、育児中の母親の仲間づくりは、虐待の防止にも寄与するものである。このため、この事業の更なる周知・充実と、事業を継続していくために必要なファシリテーターの養成（職員の人材育成）に力を入れていただきたい。

(6) 「空家等管理活用支援法人」を活用した空き家対策の強化について

本村の空き家等対策は、村内全域を対象とした空き家等の実態調査を経て、「東海村空家等対策計画」を策定し、さらに、「東海村空家等対策の推進に関する条例」の制定、専門家団体（茨城県弁護士会ほか12団体）との連携協定の締結、「東海村空家・空地バンク制度」の提供など、継続的に取り組んできた。

令和7年12月10日現在における空き家等の総戸数は354戸であり、274件の相談（うち苦情等が132件）を受けている。担当課によると、村民からの空き家等に関する相談は増加傾向にあり、相談内容も多様化しているとのことである。

また、空き家等に関して、継続的な啓発を行っているところではあるが、担当する職員のマンパワー不足により、所有者等への働きかけが十分にできていないため、多様なニーズに合わせた対応がとれるよう、「空家等管理活用支援法人」の指定に向けた取組を進めているとのことである。

この「空家等管理活用支援法人」の制度は、令和5年に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」において創設されたものである。この制度により、市町村長から指定を受けた民間の支援法人（NPO法人、一般社団法人、空き家等の管理・活用を図る活動を目的とする会社等）は、市町村の補完的な役割として、所有者・活用希望者への情報提供や相談、所有者から委託による空き家の活用や管理、空き家の活用や管理に関する普及啓発、市町村からの委託に基づく所有者等の探索などの業務を行うことができる。

空き家が年々増え続け、近隣住民にも不安や不満が多い状況がある一方で、人員不足により所有者等への働きかけなどが十分にできていない現状を改善するため、この「空家等管理活用支援法人」制度による民間の支援法人の指定を行って取組を

強化し、空き家の解体、適切な管理や活用を推進してもらいたい。

以上、報告する。

令和8年2月25日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 笹嶋 士郎